

2023 年 4 月

再エネの長期電源化及び地域共生に関する近時の議論(下) — 中間とりまとめと実務に与える影響 —

弁護士 谷本 大輔 / 弁護士 藤木 崇 / 弁護士 香川 遼太郎

Contents

- I. はじめに
- II. 中間とりまとめにおける今後の方向性と実務に与える影響(つづき)
 - 1. 大量廃棄に向けた計画的対応
 - 2. 認定事業者の責任明確化
 - 3. 住民説明会等
 - 4. 非 FIT・非 FIP の案件への対応

I. はじめに

前回「再エネの長期電源化及び地域共生に関する近時の議論(上)」では、「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」(以下「地域共生 WG」)が実施した検討に基づく「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生 WG 中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」)で提案された事項のうち、① FIT/FIP 認定の申請要件化等による認定手続の厳格化、②違反状況の未然防止及び早期解消措置の新設、③太陽電池出力増加時の現行ルールの見直しについてご紹介しました。第 2 回の本稿では、④大量廃棄に向けた計画的対応、⑤認定事業者の責任明確化、⑥住民説明会等の事前周知、⑦非 FIT・非 FIP の案件への対応についてご紹介いたします。

II. 中間とりまとめにおける今後の方向性と実務に与える影響(つづき)

1. 大量廃棄に向けた計画的対応

(1) 背景

ア 廃棄等費用積立制度

FIT 制度の開始以来、多くの業種から多様な事業規模の事業者が再エネ導入に新規参入した一方で、2030 年代後半には太陽光パネルの廃棄のピークが想定されています。このような状況に対応するため、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法の一部を改正する法律」(通称「エネルギー供給強靱化法」)による再エネ特措法の改正によって、2022 年 7 月から太陽光パネルの廃棄等費用積立制度が措置されています。

イ 廃棄物処理事業者への情報提供

FIT/FIP 制度に限定されない一般的な制度として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)においては、適切な廃棄物処理を確保するため、廃棄物排出事業者に対して、重金属等の含有等の状況をはじめとする廃棄物の性状に関する情報を廃棄物処理業者に提供することを義務付けています¹。

一方、再エネ特措法に関する現行の「事業計画策定ガイドライン」においては、含有物質等の情報を廃棄物処分量業者に提供することが定められているものの、提供の具体的な時期、内容及び対象については定められておらず、太陽光パネルの廃棄に当たり、廃棄物処理業者に対する情報発信が制度上必ずしも十分に確保されていないとの指摘もなされていました。

こうした状況を踏まえ、検討会の提言では、廃棄物処理業者による太陽光パネルの適切な廃棄を確保するべく、太陽光パネルの含有物質について情報を公開・共有する環境を整備する必要性と、必要に応じて表示の義務付けを検討すべきとの内容が明記され、これらの点について地域共生 WG で検討がなされるに至りました²。

(2) 中間とりまとめにおける対応

ア 情報提供のあり方

中間とりまとめでは、太陽光パネルの含有物質等の情報を正確に把握し、適切な処理を行っていくために、太陽光事業における FIT/FIP の事業計画の認定申請のタイミングにおいて、使用する太陽光パネルの含有物質等の情報を認定基準としての一つとして求め、設備情報に含有物質等の情報を含めること、当該情報が不足する場合には認定を受けることはできないこととする提案がなされています。

また、具体的な報告の時期、内容及び対象については引き続き検討することが明記され、型番が同

¹ 廃掃法第 12 条第 5 項、同第 6 項、廃掃法施行令第 6 条の 2 第 4 号へ、廃掃法施行規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号。

² なお、現行制度上も、認定事業者に対しては、廃棄等を行う場合において含有物質等の情報を廃棄物処理業者に対して提供すること等が認定基準として求められ、さらには解体等の積立金の取戻しを行う上でも廃棄物処理業者に対して含有物等の情報を提供したこと等が前提となる委託契約書等の資料の提出が求められています。解体等積立金を取り戻そうとする場合には、様式第 7 の 3 による申請書に加えて、添付書類を提出することが求められます(再エネ特措法施行規則第 13 条の 7 第 2 項、同第 3 項)。この添付書類に、認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書の写し(委託契約書)が含まれます。資源エネルギー庁『廃棄等費用積立ガイドライン』(2022)参照。)

じパネルについては、重複した情報提供によるコスト発生の抑制のため、情報提供を受けた項目をデータベース化して情報共有を可能とするなど、太陽光パネルに関する情報の活用・共有の方法等についても引き続き検討することが明記されました。

イ 適正処理に関する対応の強化

上記の情報提供の点と合わせて、中間とりまとめでは、太陽光パネルに関するリサイクル等の制度的支援や、必要に応じた義務的リサイクル制度の導入・活用について、実態把握とともに引き続き検討することが提案されています³。

(3) 実務に与える影響

事業者側としては、中間とりまとめにおいて記載されている制度が本格的に導入された場合、それ以降 FIT/FIP の認定申請を取得する際には、その時点で太陽光パネルの含有物質等の情報を記載する必要が生じるため、対応が必要となります。データベースの活用による省力化を含め、その対応方法について検討する必要があります。

また、今後導入される可能性のある太陽光パネルの義務的リサイクル制度についても、今後議論の動向・詳細について留意が必要です。

2. 認定事業者の責任明確化

(1) 背景

現行の再エネ特措法は、認定事業者に対して再エネ発電事業のすべてを自ら行うことを求めるものではなく、認定事業者は、事業の一部又は相当の部分を委託・再委託することが許容されています⁴。

しかしながら、現行の再エネ特措法が定める事業規律の対象は「認定事業者」であるため⁵、委託先や再委託先が認定計画・認定基準に違反した場合における認定事業者の責任の範囲が制度上必ずしも明確ではないという問題について、地域共生 WG 内で議論が行われました。

(2) 中間とりまとめにおける対応

中間とりまとめにおいては、事業者において以下の対応をとることが提案されています。

- ① 認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明文化する。
- ② 委託先・再委託先が認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者が負うべき委託先や再委託先に対する監督義務を課す。
- ③ 認定事業者に監督義務の不履行があった場合には、FIT/FIP の認定取消の措置をとり得ることとする。
- ④ ガイドライン等において認定事業者・委託先間の契約に特定の事項(定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等)を定める。
- ⑤ FIT/FIP の認定取消処分にあたっては、報告徴収・立入検査を実施する。

³ 中間とりまとめでは、現在排出されている使用済みの太陽光パネルの多くがリユース可能であり、銀などの有用金属を含んでいることが指摘されています。

⁴ 実際にも、主にプロジェクトファイナンスによりプロジェクトコストを調達しているような案件を始めとして、事業の運営を第三者(いわゆる O&M 業者やアセット・マネージャー)に委託している案件は多数存在します。

⁵ 例えば、再エネ特措法第 13 条は、経済産業大臣による指導、助言及び処分の名宛人を「認定事業者」と定めています。

(3) 実務に与える影響

中間とりまとめに沿った法改正が今後なされた場合、既に運転開始済の案件に対してもその適用可能性があるかなど、その適用範囲について注意が必要のように思われます。そして、適用がある案件については、当該業務の委託先との契約にガイドライン等所定の事項が含まれているか否か、という観点から留意する必要があります。

3. 住民説明会等の事前周知

(1) 背景

ア 地域とのコミュニケーション

現行のルールとして、適切な事業実施のために推奨される事項(努力義務)についての考え方を示した「事業計画策定ガイドライン」において、地域との関係構築に関する項が設けられています⁶。そこでは、努力義務として、①事業計画作成の初期段階から地域住民とのコミュニケーションを図り、地域住民に配慮して事業を実施すること、②地域住民とのコミュニケーション方法につき自治体と相談した上で説明会を開催するなどして事業への理解を得ることが定められています。

一方で、地元理解への懸念(説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分)の指摘もある現状を踏まえ、検討会の提言では、一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等による地域への周知を義務付ける内容が盛り込まれていました。

一方で、地域とのコミュニケーションには様々なあり方が存在することを前提に、私人の同意を事業実施のための義務とすることは財産権との関係で慎重であるべきといった意見や、地域の実情によってコミュニケーション方法は異なることから引き続き自治体の裁量を尊重することも重要であるとの意見も示されていました。

そこで、説明会の開催を含む周辺地域への事前周知を FIT/FIP 認定の申請要件と定めることの適否や申請要件として求める場合のその内容が地域共生 WG 内で検討されました。

イ 事業譲渡におけるトラブル

現行制度の下では、認定事業の譲渡があった場合、事業者は事業計画の変更認定申請を行わなければなりません⁷。他方で、事業者が交代する場合には、新規に事業を開始する場合と同様に、地域住民とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいという指摘もされています。

検討会の提言においても、このような現状を踏まえ、前事業者の事業実施状態を認識した上で引継ぎを行い、地域への周知を目的とする説明会の開催等を義務化するなどの措置の検討が必要である旨が盛り込まれていました。

(2) 中間とりまとめにおける対応

ア 認定申請における地域とのコミュニケーション要件化

上記の背景を踏まえ、中間とりまとめでは、事業規模や設置形態別に地域の実態に応じて事前周

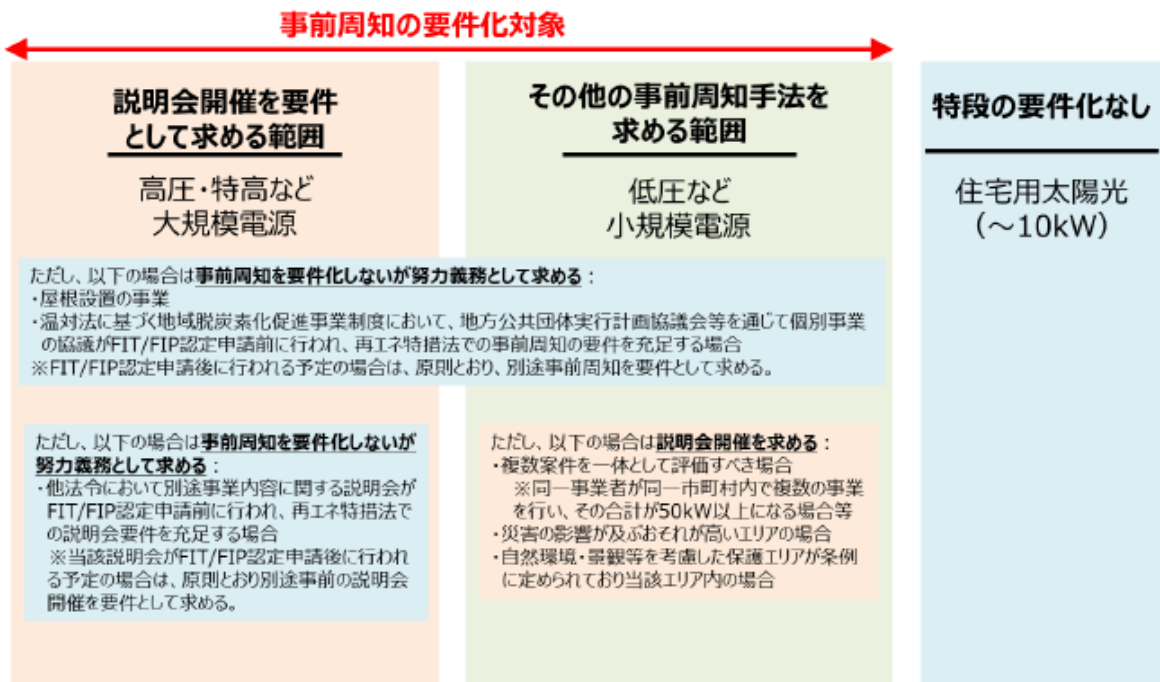
⁶ 例えば、「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」(2022年4月改訂)第2章第1節の2。

⁷ 再エネ特措法第9条第4項、同第10条第1項、同第4項。

知を求めることとするとの提案がなされました。

具体的には、①電源の規模、②電源の設置場所、③電源の設置形態、④他制度の対象エリアか否かといった考慮要素を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めることが提案されています。

その対象範囲のイメージ図は以下のとおりです。



出典：「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ中間とりまとめ」(2023年2月 資源エネルギー庁)

また、説明会開催の周知方法や説明会において説明すべき内容については、あらかじめ再エネ特措法施行規則又はガイドライン等に定める必要があることも明記されました。当該説明会が満たすべき要件としては、具体例として以下のものが示されています。

実施時期	開催の案内方法	説明範囲	説明内容	その他
<p>・申請日までに開催すること。</p>	<p>・案内内容(開催日時・場所)、案内時期(説明会開催の2週間前まで等)などの要件を充足すること。 ・開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付すること。 ・地域の实情に応じた適切な手段により実施すること。 例) ・ポスティング ・回覧板掲載 ・HP掲載</p>	<p>・電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足すること。</p>	<p>・事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 ・質疑応答の時間を設け、質問に対して回答すること。 ・説明会開催を証する書類(議事録、出席者名簿、配布資料等)を認定申請時に添付すること。</p>	<p>・認定を取得しようとする事業者が出席すること。 ・説明会後も説明事項に変更があれば、内容に応じて再度周知を行うこと。</p>

出典：「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ中間とりまとめ」(2023年2月 資源エネルギー庁)

イ 事業譲渡の際の手續強化

地域共生 WG においては、事業譲渡の際の変更認定にあたって、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している場合には変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う必要性があることが指摘されています。また、事業譲渡の際に必要な変更認定申請においても、周辺地域への周知を求めるなどの手續強化を図るべきであることが提言されました。さらに、再エネ発電事業が特別目的会社(以下「SPC」)を経由して行われるケースがあることに着目し、SPCなどの事業者の実質的支配者が変更される場合についても一定の要件を満たす場合には同様の規制を適用する必要があるとの指摘がなされ、その規制態様についてはさらなる検討が必要とされています。

(3) 実務に与える影響

事業者としては、事前周知が必要となる「事業者の実質的支配者の変更」の場合として、事業譲渡の他にどのような場合がこれに該当するのかといった点等については、今後の検討の動向に注意が必要です。

また、「事業者の実質的支配者の変更」に該当する取引を行う場合においては、説明会の事前周知・開催等の手續を経ることになるため、当該手續を踏まえたスケジュールを設定する必要があるように考えられます。

4. 非 FIT・非 FIP の案件への対応

以上のほか、中間とりまとめでは、再エネ特措法上の制度によらない非 FIT・非 FIP の案件への対応についても提案がなされています。具体的には、非 FIT・非 FIP 案件の大半が補助金案件であることに鑑みて、前回及び今回の二回にわたり紹介した提案事項について、各種補助事業の基準としても設けていくことが提案されており、非FIT・非FIP案件を検討している事業者にとっても今後の議論の動向について注意が必要です⁸。

⁸ 現行制度においても、例えば「需要家主導による太陽光発電導入促進補助金」の補助対象事業の要件として、事業計画策定ガイドラインの遵守を求めることで、再エネ特措法と同水準の規律を遵守することを求めています。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 谷本 大輔(daisuke.tanimoto@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)
弁護士 香川 遼太郎(ryotaro.kagawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com